

郡山市自家消費野菜等放射能検査事業実施要綱

平成 24 年 2 月 27 日制定

平成 24 年 4 月 8 日一部改正

平成 25 年 11 月 1 日一部改正

平成 26 年 3 月 26 日一部改正

平成 27 年 4 月 1 日一部改正

平成 30 年 4 月 1 日一部改正

平成 31 年 4 月 1 日一部改正

令和 3 年 4 月 1 日一部改正

令和 5 年 4 月 1 日一部改正

[保健福祉部保健所総務課]

(目的)

第 1 条 この要綱は、放射性物質検査機器（以下「機器」という。）を設置し、市民が持ち込む食品等に含まれる放射性物質の濃度を検査（以下「検査」という。）することにより、食品等の安全の確保及び食品等に対する市民の不安を解消することを目的とする。

(機器の設置施設)

第 2 条 機器を設置する施設は、保健所とする。

(検査対象物)

第 3 条 検査を行う対象物は、次の各号のいずれかに該当するものとする。

- (1) 本市に住所を有する者が持ち込む食品等
- (2) 市内に事務所又は事業所を有する個人及び法人その他の団体が持ち込む食品等
- (3) その他市長が認める物

(測定対象外の食品等)

第 4 条 前条第 1 号及び同条第 2 号の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する検査は行わない。

- (1) 土壌(家庭菜園の栽培土壌を除く)その他の食品でないものの検査
- (2) 食品等の販売等を目的とした検査

(検査の事前予約)

第 5 条 検査を希望する者は、事前に予約を行わなければならない。

2 予約受付時間は、郡山市の休日を定める条例（平成 2 年郡山市条例第 7 号）第 1 条第 1 項に規定する市の休日を除く日の午前 8 時 30 分から午後 5 時 15 分までとする。

3 検査の予約は、1 件の予約につき、1 品とする。

4 検査の予約は、本事業に係る他の予約を行っていない場合に限り、行うことができる。

(食品等の前処理)

第 6 条 検査を希望する者は、食品等を予約の際において指示する前処理を施した状態で持参しなければならない。

(検査の申込み)

第 7 条 検査を希望する者は、予約の際において指定する日時に、食品等を持参した上で、自家消費野菜等放射能検査申込書（第 1 号様式）を市長に提出しなければならない。

(予約の取消)

第8条 市長は、予約の際において指定する日時を10分以上経過しても、検査の申込みがない場合は、当該検査に係る予約を取り消すものとする。

(検査の実施)

第9条 市長は第7条の規定による申込みを受けた場合、これを審査し、適正であると認めるときは、検査を行うものとする。

2 検査実施時間は、郡山市の休日を定める条例（平成2年郡山市条例第7号）第1条第1項に規定する市の休日を除く日の午前9時から午後4時30分までとする。

(費用の負担)

第10条 検査に要する費用は、無料とする。

(検査結果の通知)

第11条 検査の結果の通知は、検査の終了後に自家消費野菜等放射能検査結果書（第2号様式）により行う。この場合において、郵送による通知は行わない。

(再検査等)

第12条 市長は、必要に応じ、ゲルマニウム半導体検出器による詳細な再検査を実施するほか、この要綱の目的達成のため、必要な措置をとるものとする。

(食品等の返却)

第13条 検査を実施した食品等は、前条の規定による再検査を実施する場合を除き、申込者へ返却するものとする。

(その他)

第14条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成24年3月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成24年4月8日から施行する。

附 則

この要綱は、平成25年11月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成26年3月26日から施行する。

附 則

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

第1号様式（第7条関係）

年 月 日

郡山市長

住所又は所在地 _____

氏名又は名称及び代表者名 _____

電話番号 _____

自家消費野菜等放射能検査申込書

私は、次の条件を承諾し、下記の放射能検査を申請します。

- 1 検査結果を公表すること（ただし、住所、氏名は非公表）。
- 2 検査結果を販売等を目的とした各種証明に使用しないこと。
- 3 検査が終了した食品等は、持ち帰ること。

記

食品の名称	
栽培方法	露地 ・ ハウス ・ その他（ 自然採取・購入・頂き物 ）
食品の生産者	
食品の生産者の住所	
食品の採取場所	
食品の採取年月日	年 月 日
〔備考欄〕	<u>非破壊式（レギューム・はかるNDA）</u> <u>重量</u> <u>洗浄の有無</u>

<検査員記入欄>

検査番号	検査結果
	Cs134 Bq/kg
	Cs137 Bq/kg

(検査番号:)

様

自家消費野菜等放射能検査結果書

1 検査実施日 _____ 年 _____ 月 _____ 日

2 食品等の名称 _____

3 検査結果

(単位:ベクレル/kg)

放射性セシウム134	放射性セシウム137

※ この結果書は、食品の販売等を目的とした各種証明には使用できません。

問合せ:郡山市保健所総務課

電話:924-2120

(検査番号:)

様

自家消費野菜等放射能検査結果書

1 検査実施日 _____ 年 _____ 月 _____ 日

2 食品等の名称 _____

3 検査結果

(単位:ベクレル/kg)

放射性セシウム134、137合計

※ この結果書は、食品の販売等を目的とした各種証明には使用できません。

問合せ:郡山市保健所総務課

電話:924-2120